

「地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務」  
公募型プロポーザル方式募集要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務」において、公募型プロポーザル方式により業務委託候補者を選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援

(2) 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(3) 委託業務の内容

「地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務仕様書」のとおり

3. 委託契約上限額

26,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

見積書作成にあたっての消費税は、10%で算定すること。

4. スケジュール ※申込者が4者以上となった場合は一次審査を実施し、上位3者を選定の上、二次審査を行う。

	一次審査なし	一次審査あり
質問書の提出期限	令和8年6月3日（水）17時まで	
質問書への回答	令和8年6月5日（金）	
参加表明書提出期限	令和8年6月10日（水）17時まで	
企画提案書提出期限	令和8年6月19日（金）17時まで	
一次審査（書面）	－	令和8年6月23日（火）
一次審査結果通知	－	令和8年6月24日（水）
二次審査参加依頼	－	令和8年6月24日（水）
プレゼンテーション/二次審査	令和8年6月23日（火）	令和8年6月29日（月）
審査結果通知	令和8年6月24日（水）※予定	令和8年6月30日（火）※予定
契約締結	令和8年7月上旬※予定	

5. 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本委託の業務遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者）であること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加

資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

(3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税等を滞納している者でないこと。

## 6. 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL：<https://fipo.or.jp/>

## 7. 質問の受付等

(1) 受付期間

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出方法

質問書（様式第1号、形式：PDF）を機構宛てに電子メール（アドレスは15.に記載）で提出のうえ、必ず電話（番号は15.に記載）にて送付した旨を連絡すること。なお、質問書以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記「4.スケジュール」で定める期間内に公表する。

## 8. 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「4.スケジュール」で定める期限とする。

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号、形式：PDF）を事務局まで電子メール（アドレスは15.に記載）で送信し、電話（番号は15.に記載）で送信した旨を連絡すること。また、原本は「12.選定方針」のプレゼンテーション実施時に提出することとし、一次審査実施した場合において、通過しなかった者については原本の提出は要しない。

(3) その他

電子メール送付の際には、件名を下記にすること。

件名：【県内高校生対象事業】参加表明書等の送付（参加企業名）

9. 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「4.スケジュール」で定める期限とする。

(2) 提出方法

以下について事務局まで電子メール（アドレスは15.に記載）で送信（形式：PDF）し、電話（番号は15.に記載）で送信した旨を連絡すること。表明書のデータ提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 企画提案書（業務スケジュール、業務実施体制を含むもの）

ファイル名：「企画提案書\_事業者名.pdf」

形式：A4横・カラー（スキャンによるPDFの提出は不可とする）

ページ数：表紙を除き35ページ以内（目安）

ファイルサイズ：15～25MB程度。可読性を損なわない範囲で適切にデータ容量を調整すること。

提出方法：ファイル転送サービス（例：GIGAPOD、データ便等）の利用を可とする。

※提出後、3営業日以内に受領確認の返信がない場合は、電話（番号は15.に記載）にて確認を行うこと。

※提出期限内にデータの破損が発覚した場合に限り再提出を認めるが、期限後の再提出は認めない。

イ 会社概要（様式第3号）

会社概要や実施業務内容がわかる電子パンフレット等も可

ウ 役員一覧（様式第4号）

エ 主な受託業務実績一覧表（任意様式）

過去に本業務に類似する業務を実施した実績を記載すること。

業務名・発注者・業務期間・業務概要等を記載すること。

オ 見積書

様式任意（経費区分が分かるように具体的に記載すること）

宛先：「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長」

押印も可とするが（担当氏名等の記載不要）押印省略する場合は、次の事項を記載・明示すること。

責任者：代表取締役、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員

担当者：実際に事務を担当する方（連絡先は固定電話番号を記載）

カ 公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号）

10. 参加表明書及び企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、失格とする。

- (1) 提出者が上記「5.参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (4) 虚偽の内容が確認された場合。
- (5) 見積額が委託契約上限額を超過している場合。
- (6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く）。

## 11. 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 機構は提出された提案書等を機構内での審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として機構以外に公開することはない。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。
- (5) 参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 12. 選定方針

### (1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する『地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務 審査委員会（以下「審査委員会」という）』が行うものとする。業務委託候補者の選定は、一次審査（書面）と二次審査（プレゼンテーション）を経て決定する。なお、一次審査は4者以上から提案があった場合に実施し、一次審査で3者を選定し、二次審査を実施する。企画提案が3者以下の場合は、一次審査を省略し二次審査を行う。

### (2) 審査会概要について

一次審査、二次審査とも合計平均点数が満点の6割以上の者から、一次審査では上位3者を二次審査へ、二次審査では最上位得点者を業務委託候補者とする。なお、一次審査、二次審査とも同点の者がいた場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。（審査基準は下記参照）

ア 日時 上記「4.スケジュール」の通り。

イ 会場 機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル）※オンライン形式可

※オンライン形式（Zoom）を希望する場合は、二次審査の前日 12:00 までに申し出ること。

それ以降の申し出は一切受け付けない。

ウ 概要（二次審査）

- ① 1提案者あたりの出席者は2名以内とする。
- ② 1提案者あたりの時間は、30分程度とする  
(20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑)。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書のみとし、追加資料の使用は認めない。
- ④ プレゼンテーションでのプロジェクター等の使用は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの日時や会場の詳細は、一次審査通過者に電子メール（アドレスは15.に記

載) で通知する。

- ⑥ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全者に対して電子メール(アドレスは15.に記載)及び機構のホームページで通知する。

URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>

- ⑦ 審査結果に対する異議申立て、質問等は一切受け付けない。

### (3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

業務遂行能力等		評価	倍率	配点	
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するうえで十分な体制であるか</li> <li>・過去に本業務と類似の受託実績があるか</li> <li>・不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか</li> <li>・高校生の現場管理・安全管理が十分配慮されているか</li> </ul>	1~5	× 6	30点	40点
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか</li> <li>・本業務の進捗を管理・調整できる体制が作られているか</li> </ul>	1~5	× 2	10点	
企画提案内容		評価	倍率	配点	
業務理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構想*や取組について十分に理解しているか</li> <li>・本業務の目的や内容を理解しているか</li> </ul>	1~5	× 2	10点	80点
企画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生が参画したい企画内容となっているか</li> <li>・高校生のイノベ地域に対する興味・関心を喚起し、地域への印象向上につながるか</li> <li>・高校生の自身の進路やキャリア形成における県内就業への意欲の醸成が期待できる内容か</li> </ul>	1~5	× 6	30点	
記録動画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構発信の素材として、高校生の取組を魅力的な発信が期待できる内容か</li> <li>・トレンドを意識し、高校生に訴求力のあるデザイン(クオリティ)が期待できるか</li> </ul>	1~5	× 4	20点	
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費(内容・単価等)は適正であるか</li> <li>・提案内容と積算の整合性はあるか</li> </ul>	1~5	× 2	10点	
自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書(案)に不足する要素を補い、本事業の効果を更に高めるような自由提案がなされているか</li> <li>・本事業の目的達成に向け、類似業務の実績や知見を活かした提案がなされているか</li> </ul>	1~5	× 2	10点	
合計				120点	

\*構想とは「福島イノベーション・コースト構想」を指す。

### (4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

## 13. 委託契約の締結

審査委員会が選定した事業受託予定者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、「10.参加表明書及び企画提案書等の無効」の無効条項等に該当する場合(企画提案書の提出から契約までの間に該当することに

なった場合を含む)は、その者とは契約の締結は行わず、審査会次点の者を事業受託予定者とする。

#### 14. その他

- (1) 企画提案書は実現可能な内容とすること。また、企画提案内容のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 契約締結後、契約書(仕様書含む)の内容を履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

#### 15. 問い合わせ先(事務局)

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当: 亀島、目黒

住 所: 〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話: 024-581-6893 (月曜日から金曜日の 9:00 ~ 17:00 まで)

メール: koryu-sokushin6893@fipo.or.jp